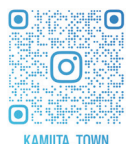


神宅幼稚園児が上板サービスエリア すだち作戦に参加しました



インスタ始めました



KAMIITA_TOWN

お問い合わせフォーム



上板町町制 70 周年記念！～町民手作りイベント募集～ 4

民生委員・児童委員のご紹介 8～9

簡単チェック！認知症ケアパス 15～18
 ※抜き取ってご使用いただけます

JOC ジュニアオリンピックカップ 2025 全日本ジュニアスキー選手権大会 出場

令和7年3月22日（土）～3月26日（水）までの間、長野県上田市 菅平高原パインブークオオマツスキー場で開催された全日本ジュニアスキー選手権大会に高志小学校6年生（当時5年生）小田 華大（おだ はると）さんが出場しました。

競技種目は3月25日にK1-GS 競技、3月26日にK1-SL 競技で、総勢121名出場する中で奮闘しました。

小田 華大さんの今後の活躍を心待ちにしています。



交通安全千日表彰

令和7年4月4日（金）、徳島県庁にて交通死亡事故抑止功労にかかる表彰式があり、上板町が令和6年に引き続き、1000日以上交通死亡事故ゼロの表彰状を授与されました。

今回の受賞は各地域で町民の皆さまが積極的に交通安全活動にご協力いただいたおかげです。今後も行政といたしまして安心安全なまちづくりを目指して参りますので、引き続きご協力賜りますようお願いいたします。



春の交通安全合同キャンペーン

令和7年4月4日（金）道の駅いたの にて交通安全協会板野支部が藍住町、板野町、上板町の3町合同で実施する交通安全合同キャンペーンに参加しました。

通行するドライバーの方に啓発グッズを配布し、交通安全の呼びかけを行いました。



人事異動のお知らせ

(三月三十一日付退職者)

学校給食センター

所長 東 浩三

水道課

統括主任 山口 洋一

保健相談センター

統括主任 村田 幸子

保健師 圓山 麻央

(四月一日付異動者)

理事 (一) 内旧任 乾 成二 (建設課長)

総務課

課長 安田 晃実 (総務課主幹)

主事 矢部 敦仁 (産業課主事)

企画防災課

課長補佐 上原 肇 (中央広域環境施設組合)

環境保全課

主査 兼間 大輔 (学校給食センター主査)

税務課

係長 武知 聖也 (徳島滞納整理機構)

住民権課

係長 下藤 克真 (環境保全課係長)

主事補 蔭西 優菜 (新規採用)

健康推進課

課長 廣澤 充宏 (総務課長)

主任※再任用

尾澤 勝 (税務課主任)

主事 空保 幸輝 (建設課主事)

保健相談センター

主任※再任用 村田 幸子

(保健相談センター統括主任)

さくら保育所

主任保育士 河野 初美 (松島幼稚園主任教諭)

建設課

課長 廣野 毅 (健康推進課長)

主事補 濱崎 翼 (新規採用)

産業課

課長補佐 鳥羽 一也 (税務課主幹)

学校給食センター

所長※再任用 東 浩三 (学校給食センター所長)

係長 坂東 茜

神宅幼稚園

教諭 上野 沙矢香 (住民権課係長)

松島幼稚園

教諭 三好 知奈美 (東光幼稚園教諭)

高志幼稚園

教諭 森脇 裕美子 (高志幼稚園教諭)

水道課

主任※再任用 山口 洋一

中央広域環境施設組合派遣

石川 俊 (水道課統括主任)

(企画防災課係長)

(令和六年十月一日付異動者)

(一) 内旧任

住民権課

係長 高田 見和 (教育委員会係長)

さくら保育所

栄養士 小谷 久美子 (健康推進課栄養士)

●お問い合わせ● 総務課 ☎ 088-694-6801

新規採用職員紹介



令和7年4月1日で新規採用になりました。

町民の皆様の支えとなれるよう、精一杯努めてまいります。



上板町町制70周年記念 ～町民手作りイベント募集～

上板町は、昭和30年3月31日に合併し、令和7年3月に70周年の節目を迎えました。この町制70周年を町民全体で祝い、喜びを分かち合い、町への郷土愛をはぐくむとともに、上板町の良さと魅力を効果的に発信するための新たな取り組みやイベント等を実施する公益的活動を行う団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

◇補助対象者◇

町内に存し、かつ、町内に主たる活動拠点を置く団体で、次の要件を満たすこと。

- 団体を構成する者の数が概ね5名以上であり、かつ、町民がその過半数を占めていること。
- 規約等を有し、予算、決算及び事業報告（活動実績がない団体は、予算及び年間の事業計画）に関する事務を適切に処理していること。
- 政治上の主義若しくは施策若しくは宗教上の教義を推進し、又はこれに反対する活動を行っていないこと。

◇補助対象経費◇

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象となる経費から除くものとする。

1. 食糧費及び備品購入費
2. 他の補助制度による補助金の交付を受け、又は受ける予定である事業に係る経費
3. その他町長が補助金の交付の対象となる経費として適当でないと認める経費

◇補助金額◇

補助対象事業1件につき、10万円を限度とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

応募受付期限…令和7年5月30日（金）必着

詳しくは…企画防災課 町制70周年係

☎088-694-6824

（募集要綱は上板町ホームページからもご覧頂けます。）



マイナンバーカード及び電子証明書の更新について

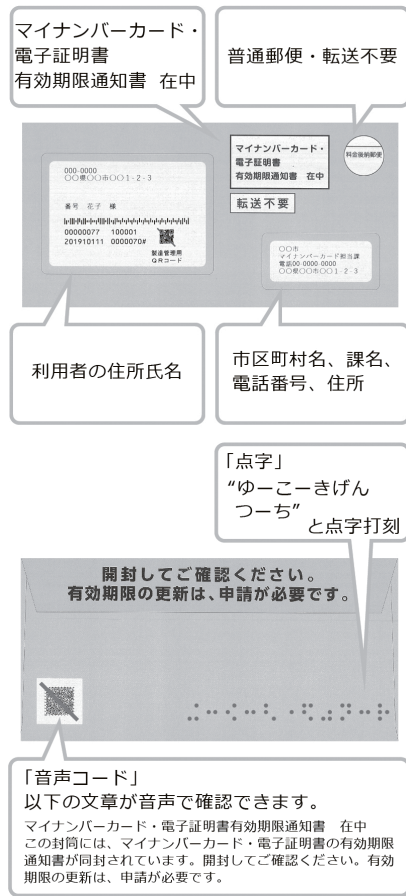
マイナンバー（個人番号）カード及び電子証明書の更新について

◎有効期限通知書について

マイナンバーカード又はカードに搭載されている電子証明書の期限満了の約3箇月前に、国の機関（地方公共団体情報システム機構：J-LIS）から、ご自宅に「有効期限のお知らせに関する通知書」（有効期限通知書・水色の封筒）が届きます。

※転送不要郵便物として、住民登録をしている住所に送付されます。

※有効期限通知書は下記イメージの封筒が届きます。



◎更新手続について

マイナンバーカード及び電子証明書の更新手続きは有効期間満了の3箇月前の翌日から可能です。有効期限をご確認の上、お早めに更新手続をお願いします。

なお、マイナンバーカードの電子証明書は、有効期限が切れた後であっても更新手続を行っていただけます。

ただし、有効期限が切れた後は更新手続を行うまでの間、e-Tax等の電子申請

マイナ保険証としての利用
コンビニ交付による証明書の取得 等の利用はできません。

また、更新手続後、即座に電子証明書を利用することはできませんので、ご注意ください。

更新方法

◎マイナンバーカードの更新方法について

カードの申請について

手続は原則ご本人のみ可能です。
いずれかの方法（スマートフォン、パソコン、郵送等）で申請してください。

役場でも申請のお手伝いが可能です。

カードのお受取について

カード受取については、カードが出来次第、役場から案内のハガキが届きます。

更新によるマイナンバーカードの受取の際は、今までお使いいただいたマイナンバーカードと交換させていただきますので、お忘れのないようお持ちください。

◎電子証明書の更新方法について

お手続きの際は、カード発行時に設定した暗証番号が必要です。

※暗証番号が不明の場合やロックされている場合、暗証番号の初期化の手続きが必要です。詳しくは更新手続の際に窓口でお申し出ください。（本人確認書類が別途必要になります。）

手続場所について

上板町役場 住民人権課

その他

◎有効期間について

	有効期間
マイナンバーカード	
カード発行の日において、18歳以上の場合	発行の日から10回目の誕生日まで
カード発行の日において、18歳未満の場合	発行の日から5回目の誕生日まで
電子証明書	発行の日から5回目の誕生日まで

※令和4年4月1日に成人年齢が引き下げられました。令和4年3月31日までに交付申請された方は「18歳」を「20歳」と読み替えてください。

◎マイナンバーカード及び電子証明書の有効期間記載箇所

カードの写真側に有効期限がそれぞれ記載されています。



戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになります。



氏名のフリガナの届出は令和7年5月26日からできるようになります。

本籍地の市町村長から皆様に、氏名のフリガナに関する情報を通知いたします。

マイナポータルでオンライン届出も可能

制度の詳細はこちら [法務省民事局](#) [戸籍 フリガナ](#) [検索](#)

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振仮名の通知書

誤っている場合は必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
----	----------------

【氏名の振仮名】

氏名	法 務
振仮名	ホウム
氏名の振仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ

【名の振仮名】

①	名	太 郎
	振仮名	タロウ
②	名	京 子
	振仮名	キョウコ
③	名	正
	振仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振仮名	ユリ

①～④の方が欄頭に届出可能です。
(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！



令和5年6月2日、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」)が成立し、6月9日に公布されました。

従前、戸籍においては、氏名の振仮名(フリガナ)は記載事項とされておらず、戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に氏名に加えて、新たにそのフリガナが追加されることになりました。

改正法は、令和7年5月26日に施行されます。

法務省民事局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話：03-3580-4111 (代表)

制度の詳細はこちら

戸籍 フリガナ



氏名の振仮名の届出

令和7年5月26日から8年5月25日(改正法の施行日から1年間)

届いた通知の振仮名がご自身の認識と違っている場合は必ず届出をしてください。

※通知の振仮名が正しい場合、届出は不要です。通知に記載された振仮名がそのまま戸籍に記載されます(令和8年5月26日以降に実施予定)。

早期の戸籍への記載を希望される方は、振仮名の届出をすることができます。

届出は書面でもマイナポータルからでも可能です。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



申請しめきり日(令和7年5月31日)間近です。ご確認くださいか？

物価高騰対策給付金

(住民税非課税世帯向け1世帯3万円、子ども加算1人2万円)

令和6年11月22日に閣議決定された総合経済対策に基づく物価高騰対策として「令和6年度住民税非課税世帯」を対象に、1世帯あたり3万円および子ども加算1人2万円の給付金を支給します。

○対象者 令和6年度住民税非課税世帯の世帯主

(令和6年12月13日時点で上板町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯の世帯主)

注) 対象外となる世帯

- ・住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- ・租税条約による免除の適用の届け出によって住民税が課されていない者を含む世帯
- ・令和6年1月2日以降に国外から転入してきた者がいる世帯
- ・他の市町村で同主旨の給付金の対象となっている世帯

対象世帯には、令和7年2月中旬以降、順次「支給のお知らせ」若しくは「支給要件確認書」を送付しております。

支給額

- 1世帯あたり3万円
- 18歳以下の子ども
- 1人あたり2万円を加算



申請から支給の流れ

対象世帯に対して、令和7年2月中旬以降、順次「支給のお知らせ」若しくは「支給要件確認書」を送付しております。

「支給のお知らせ」が届いた場合

内容について変更等なければ(提出の必要はありません。)、1ヶ月以内を目途に通知に記載の口座に振り込まれます。

「支給要件確認書」が届いた場合

必要事項を記載・添付の上、ご返送下さい。

申請期限

令和7年5月31日(土曜)まで(当日消印有効)

支給時期

必要書類受領後、1か月程度
※審査に時間がかかる場合があります。

※内容についてご不明な方は、民生児童課までお問合せください。

／南老人集会所で／ 本の貸し出しサービス始めました！

南老人集会所にある本の貸出事業を開始します。
住民の方ならどなたでも利用できますので、是非ご利用ください。



貸出日：閉館日（金曜、土曜、日曜、祝・祭日並びに臨時閉館日）以外の日
午前9時～午後5時

場 所：上板町南老人集会所 上板町高瀬字宮ノ本250番地 1

○本の借り方○

- ①好きな本を選び、事務所の職員にお渡しください。
1度に借りることのできる冊数は**5冊**までです。
- ②事務所に、「貸出申請書」を提出する。

○本の返し方○

- ①返却する本を事務所の職員にお渡しください。
貸出期間は、**原則2週間**です。



●お問い合わせ● 上板町南老人集会所 ☎ 088-694-4039

人権擁護 委員の日

皆さん、人権擁護委員制度をご存じですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と

定めており、徳島地方法務局及び徳島県人権擁護委員

連合会においても、この日を中心として、人権擁護委員

制度の周知と人権思想の普及・高揚に努めています。

人権擁護委員は、人権相談所を開設しています。い

じめ、嫌がらせ、インターネット上での誹謗・中傷等

人権に関する問題でお困りの場合は、電話または徳島

地方法務局ホームページからのインターネットによる

相談をお気軽にご利用ください。

私たちの町の人権擁護委員は次の方々です。

眞木 育代（東 光

安友 基勝（熊ノ庄

板東 和子（栗ノ木北東

平岡 富士夫（新田中）

上原 正一（川西一）

5月5日～11日はこどもまんなか児童福祉週間です

5月は徳島県児童福祉月間です。

こどもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべてのこどもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を作っていくことが重要です。

すべての子どもと子育てを大切にする環境づくりに取り組みましょう。

今年の標語は「いつだって まんまるまんなか こどもたち」



●お問い合わせ● 民生児童課 ☎ 088-694-6811

ご存知ですか？

地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」

●民生委員は地域の見守り役

上板町には、27名の民生委員・児童委員と2名の主任児童委員がいます。

民生委員は、地域住民の生活状況について把握し、必要に応じて声かけ・相談・支援等を行う人々です。その地域の住民であり、地域の実情を知っていて福祉活動・ボランティア活動などに理解と熱意がある人が選任されています。民生委員の任期は3年で、3年に1度、全国で一斉改選が行われます。

また、全ての民生委員が児童委員を兼任しており、「公平・公正」「人権への配慮」を原則として守秘義務もあるため、相談内容を勝手に他人に漏らされる心配もありません。具体的な支援を行うだけでなく、生活上の相談にのったり行政・専門機関からの支援を受けるためのパイプ役になってくれたりもします。

●民生委員の仕事は7つ

民生委員の職務については、民生委員法第14条に規定されています。仕事の内容は大きく分けて7つです。民生委員それぞれが考える問題点や改善策をとりまとめ、関係機関に提示することで、支援を必要とする人々に適切なサービスが届きやすくなると期待されています。



..... 5月12日から 「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」が始まります ～身近に感じて下さい！あなたのまちの民生委員・児童委員～

5月12日は、全国民生委員児童委員連合会が定める「民生委員・児童委員の日」です。また、5月12日からの1週間は「活動強化週間」とされ、地域住民や関係機関・団体に民生委員・児童委員の存在やその活動を知ってもらい、さらなる理解を得ることを目的としています。

上板町民生委員・児童委員協議会でも、この「活動強化週間」を契機とし、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、訪問や声掛け等、日々の見守り活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員は、日常生活の中で困ったことや心配ごと、相談したいことがあるときに、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。民生委員・児童委員には守秘義務があり、秘密は守られますので、安心してご相談下さい。

民生委員・児童委員を身近に感じていただき、地域住民との関係づくりや日ごろの見守り、相談活動等を円滑にすすめていくためのご理解・ご協力をお願いします。

民生委員活動スローガン

「支えあう 住みよい社会 地域から」

●お問い合わせ● 民生児童課 ☎ 088-694-6811

上板町民生委員・児童委員を紹介します

民生委員・児童委員は、民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣からの委嘱を受け、地域の中で福祉全般にわたる相談や支援を行っているボランティアです。日常生活の中で困ったことや心配ごと、相談したいことがある時に、お住まいの地域の民生委員・児童委員に相談すると、助言や、関係する行政機関等へ繋がります。民生委員・児童委員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

氏 名	電話番号	担 当 地 区
南 城 満佐子	694-2652	大東、原東、滝ノ宮、西分団地
森 山 仁 士	090-1572-8121	原西(1)、原西(2)、原西(3)、フルーツタウン神宅、殿宮
吉 平 弘 治	694-2444	大山町、大山畑、神宮寺(1)、神宮寺(2)、川原田団地
別 所 哲 彦	694-2432	小柿、小柿北、西金屋、西原団地
大 木 幸 子	090-2782-9510	中北、大南(1)、大南(2)、大南(3)、学園橋
吉 岡 多恵子	090-7784-8376	神宅団地
多 富 節 子	694-3098	小路、西高原、中筋、中筋第2、日吉、地家、君ノ木、古北村
矢 武 幸 一	694-6906	神明、藍生、東光、馬道南、馬道、辻、大北村、東光団地、原沢
岩 瀬 達 夫	694-4590	川西(1)、川西(2)、横関団地、青木団地
上 原 千代子	090-6282-5886	川東(1)、川東(2)、八坂団地
樋 口 俊 博	694-3385	椎本西、椎本中、椎本東、椎本南、椎本北、椎本野神、椎本野神南、椎本団地、椎本坂東、椎本501、サンパーク
竹 内 功	694-3562	北高瀬、古町、瀬部、元原、元原2
豊 川 賢	694-3528	柚木南東、柚木南西、柚木団地、柚木石橋、柚木東団地、仁界、中須賀、鍛冶屋原南団地、天王、石橋ノ上、泓ノ上、神宅、ファミリースポーツ
佐 野 茂 文	694-5207	柚木北東、柚木北西
廣 瀬 寿美恵	694-2367	栗ノ木南、栗ノ木北東、栗ノ木北西
鳥 羽 秀 明	694-2014	中東(1)、中東(2)、セリエタウン
安 藝 和 子	694-5545	中西東、中西西、桃の里、居屋敷東
川 城 誠 一	694-3627	東原西、天神前、青谷、引野前坂口
影 山 充 央	694-2633	東原東、東原東2、桜ヶ丘、引野サントウン、出口、東原(3)
三 宅 素 子	694-2586	門田、三条、熊ノ庄
坂 本 明 召	694-3882	山田、山田南、原、北
富 岡 修	694-2856	南瀬部、北瀬部、鳥屋、瀬部サントウン、檜山
稲 井 正 巳	694-3076	西井内北、西井内南、中井内、東井内、東井内(2)
野 田 祐 美	694-2786	古田南、古田北、新田北、新東、新田中、新田中第2、新田西、新田東、新田東(2)
武 市 喜 仁	694-4056	高磯、高磯東、高磯南西、上六條
多 田 直 美	694-4162	下六條西、下六條中、下六條東
佐 藤 和 弘	694-3205	佐藤塚西、佐藤塚西(2)、佐藤塚南、佐藤塚東中・東中新、第十新田、第十団地

氏 名	電話番号	担 当 地 区
板 東 孝 子	694-6535	民生委員・児童委員のうち、つぎの2名が主任児童委員として活動しています。 主任児童委員は、担当地区をもたず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。
上 原 明 子	694-3356	

●お問い合わせ● 民生児童課 ☎ 088-694-6811



保健師からののお知らせです

1 各種集団がん検診について

今年度より、胃がん検診の実施日が年に2回（10月と12月）となります。ご了承ください。

《検診日時》 令和7年6月26日（木）8時30分～11時30分（時間予約制）

項目	検診内容	自己負担金	定員	対象者
大腸がん検診	便潜血検査2日法	500円	30名	40歳以上
肺がん検診	胸部X線撮影	無料		
乳がん検診	マンモグラフィー撮影	1,500円	30名	40歳以上の女性 （2年に1回）

《受付場所》 上板町保健相談センター 1階

《申込み》 受診を希望される方は5月23日（金）までにお申し込み下さい。

保健相談センター・保健師まで 電話（694-3344）にてお申し込み下さい。

*申し込まれた方には問診票、大腸容器等を送付します。

*次回の検診日は10月24日（金）の予定です。8月18日（月）より予約受付を開始いたします。

2 五月病に負けない体を作りましょう

新年度を迎える4月は何かとストレスをため込み、5月頃になって、心と体の疲れが様々な症状として現れてくる人が少なくありません。

いわゆる五月病を予防（軽減）するためには、1つ目に「**バランスの良い食事を摂る**」こと、2つ目に「**早寝早起きを心がけて十分な睡眠を取る**」こと、3つ目に「**適度に運動を行う**」ことが大切です。

今回は食事の点から、五月病に負けない体作りのポイントを紹介します！

五月病になると、幸せホルモンとよばれる“**セロトニン**”が少なくなると言われています。セロトニンは、ストレスに関する脳内の神経伝達物質の1つであり、精神を安定させる働きがありますが、直接食物から取り入れることができません。そのため、セロトニンの材料となる「**トリプトファン**」や「**ビタミンB6**」、セロトニンと同様の働きをする「**GABA（ギャバ）**」を多く含む食品、またストレスによって消費されてしまう「**ビタミンC**」を多く含む食品を積極的に取り入れるようにしましょう。

五月病の症状（一例）

無気力

イライラ

不安感

頭痛やめまい

食欲不振

睡眠不足（不眠）

トリプトファンを多く含む食品

赤身の肉や魚、卵、納豆や味噌、豆腐などの大豆製品、牛乳やチーズ、ヨーグルトなどの乳製品、ナッツ類、バナナ など

ビタミンB6を多く含む食品

鶏むね肉やささみ、レバー、マグロ、サケやサバ、サンマなどの魚、焼き海苔、ニンニク、ナッツ類 など

GABA（ギャバ）を多く含む食品

発芽玄米、漬け物やキムチ、納豆などの発酵食品、トマト、なす、かぼちゃ、じゃがいも、バナナ、カカオ など

ビタミンCを多く含む食品

ブロッコリー、パプリカ、カリフラワー、ほうれん草、じゃがいも、イチゴ、キウイ など

※ GABA：γ-アミノ酪酸（Gamma-Amino Butyric Acid）の略であり、神経伝達物質のひとつ。
慢性的な GABA の不足は体にとって緊張状態が続くことから、様々な不調をきたす原因となる。

令和7年度 上板町 各種健康診査（予定表）

- 町民の皆様、自分の健康管理やがんの早期発見のために、1年に1回は下記の健(検)診を受けましょう。
○下記の予定表から、「どこでどの健(検)診を受けるか」計画を立ててお申し込み下さい。
○1年に2度、同じ内容の健(検)診を受けることのないようご注意ください。

1 集団検診（各種がん検診）

お知らせ

今年度より、胃がん検診の実施日が年に2回（10月と12月）となります。ご了承ください。

●印が受診できる検診です。全て時間予約制です。

検診日・受付時間	予約開始日（予定）	胃がん	結核・肺がん	大腸がん	特定健診	頸部エコー	乳がん	骨粗鬆症 ^{しょう}
6月26日(木) 8:30～11:30	予約受付中		●	●			●	
7月10日(木) 13:30～16:00	6/9(月)～					●		
8月30日(土) 9:00～11:30	7/7(月)～						●	●
10月17日(金) 9:00～10:30	8/18(月)～			●				
10月24日(金) 8:30～11:30	8/18(月)～	●	●	●	●			
11月17日(月) 13:30～15:30	10/14(火)～			●			●	●
12月4日(木) 8:30～11:30	10/14(火)～	●	●	●	●			
1月19日(月) 9:00～10:30	12/8(月)～			●		●		
検 査 方 法	胃がん エックス線検査 胸部レントゲン検査、 喀痰検査（※該当者のみ） 便潜血反応検査（2日法） 身体計測、血液検査、 尿検査、医師の診察 頸部超音波検査 マンモグラフィ撮影 骨粗鬆症 ^{しょう} 検診							
対 象 者	40歳以上 40歳以上（喀痰検査は50歳以上） 40歳以上 40歳以上（※受診券が必要です） 20歳以上 40歳以上の女性（2年に1回） 40歳以上の女性							
自 己 負 担 金	1,000円 無料（喀痰検査は500円） 500円 1,000円 3,520円 1,500円 500円							
検 診 実 施 場 所	上板町保健相談センター							
周 知 方 法	「広報かみいた」、防災無線にて周知・募集します。 （※予約開始日を変更させて頂く場合がありますので、「広報かみいた」をご確認ください。）							
申 し 込 み 先	上板町保健相談センター 保健師 ☎ 088-694-3344							

2 町内巡回結核・肺がん検診（町内各地を検診車が巡回します。）

検診日	受付時間	検査方法	対象者	自己負担金	実施場所
9月29日(月) 9月30日(火) 10月3日(金) 10月6日(月)	9:00～15:30	胸部レントゲン検査、 喀痰検査 （※該当者のみ）	40歳以上 （喀痰検査は50歳以上）	無 料 （喀痰検査は500円）	検診場所については「広報かみいた」9月号、防災無線にてお知らせします。

●お問い合わせ● 上板町保健相談センター 保健師 ☎ 088-694-3344

③ 個別検診（医療機関で実施します。）

（１）町内の契約医療機関で下記の検診を実施しています。

検診名	検診期間 (医院の診療時間)	検査方法	対象者	自己負担金	実施場所
肝炎ウイルス検査	8月1日(金) ～ 12月26日(金)	血液検査 (B型C型肝炎 抗体検査)	40歳以上で過去に 一度も検査を受け ていない方	800円	町内契約医療機関 (医院の診療時間内)
前立腺がん検診		血液検査 (PSA 検査)	50歳以上の男性	500 円	

* 特定健康診査と同時に受けることができます。期間内に直接医院で受けて下さい。

（２）町内の契約医療機関で下記の検診を実施しています。

検診名	検診期間 (医院の診療時間)	検査方法	受診間隔	対象者	自己負担金	実施場所
胃がん検診	6月1日 ～ 3月31日	胃内視鏡検査	2 年に 1 回	50 歳以上	4,100円	県内広域医療機関 ※休日・検診時間等 については、各 医療機関にお問 い合わせ下さい。
乳がん検診		視触診・マンモ グラフィ撮影		40 歳以上 の女性	1,500 円	
子宮頸がん検診		子宮頸部細胞診		20 歳以上 の女性	1,200 円	

* 受診を希望される方は、上板町保健相談センター（☎ 694-3344）までお問い合わせください。

* 問診票等を郵送または保健相談センター窓口にてお渡しします。

（３）特定健康診査

検診期間	検診内容	対象者	自己負担金	検診実施場所
7月1日 ～ 1月31日	身体計測、血液検 査、尿検査、医師の 診察	40 歳～ 74 歳	1,000円	県内広域医療機関 ※休日・検診時間等については、各医療 機関にお問い合わせ下さい。

* 各保険者が実施主体です。受けるには、**受診券が必要です。**

* 国保加入者の受診券配布時期は7月上旬です。受診券が届いたら、早めに受診しましょう。

④ 一日子帰り人間ドック

徳島県農村健康管理センター及び徳島県鳴門病院において、一日子帰り人間ドックを実施します。人間ドックを受けられた方は、上記の検診と重複受診することがないようにして下さい。

検診期間	検診実施場所（住所）	お問い合わせ・予約先
6月1日～3月31日 ※特定健診と同時に受診を希望される 場合は、受診券が届いてから受診し てください。	徳島県農村健康管理センター (阿波市阿波町平川原北59-1)	☎0883-36-6611 * 8:30～16:00(土日祝日を除く)
	徳島県鳴門病院 (鳴門市撫養町黒崎字小谷32番)	☎088-683-0123 * 9:00～16:00(土日祝日を除く)

* 検診項目や費用等については、各検診機関に直接お問い合わせください。

●お問い合わせ● 上板町保健相談センター 保健師 ☎ 088-694-3344

5月 保健行事予定表

I. 健康相談・健康教育

月日	時間	場所	内容	担当
5/13	13:30～15:00	保健相談センター	個別健康相談	保健師・管理栄養士
6/3	13:30～15:00	保健相談センター	個別健康相談・健康教育	保健師・管理栄養士・理学療法士

II. 乳幼児健康診査

1. のびのび子育て教室

月日	受付時間	場所	内容	該当者
5/9	9:50～10:00	保健相談センター	離乳食教室、赤ちゃんの成長発達・事故予防・予防接種について	令和6年12月27日～令和7年2月23年生

2. 3歳児健康診査

月日	受付時間	場所	内容	該当者
5/14	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、尿検査、屈折検査、発達・育児・歯科・栄養相談	令和3年9月1日～令和3年11月30日生

3. 2歳児歯科健康診査・フッ素塗布

月日	受付時間	場所	内容	該当者
5/22	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、身体測定、歯科診察、フッ素塗布、発達・歯科・育児・栄養相談	令和4年9月1日～令和4年12月31日生

●お問い合わせ● 上板町保健相談センター 保健師 ☎088-694-3344

令和7年 5・6月分
(5/1～6/10まで)

在 宅 当 番 医

■ 担当時間 ■
平日 18:00～22:00
休日 9:00～22:00

市外局番は
(088)です。

5月	1(木)	井上医院	699-8070
	2(金)	井関クリニック	637-6066
	3(土)	きたじま田岡病院	698-1234
	4(日)	きたじま田岡病院	698-1234
	5(月)	きたじま田岡病院	698-1234
	6(火)	みやざき内科診療所	672-6618
	7(水)	春藤内科胃腸科	699-3777
	8(木)	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699-2787
	9(金)	かまだ眼科	678-8585
	10(土)	川原眼科	694-8388
	11(日)	ルナウイメンズクリニック	697-2322
	12(月)	吉野川病院	698-6111
	13(火)	有住内科クリニック	698-8655
	14(水)	たかた整形外科・せばねクリニック	698-8689
	15(木)	新居内科	698-8808
	16(金)	田根内科	698-0123
	17(土)	浦田病院	699-2921
	18(日)	こまつばら整形外科	698-5108
	19(月)	いのもと眼科内科	698-8887
	20(火)	富本小児科内科	692-7228
	21(水)	つかさクリニック	697-2323

5月	22(木)	中村耳鼻咽喉科クリニック	697-3213
	23(金)	健生きたじまクリニック	698-9629
	24(土)	芳川病院	699-5355
	25(日)	くぼ小児科クリニック	678-7141
	26(月)	こまつばら整形外科	698-5108
	27(火)	ルナウイメンズクリニック	697-2322
	28(水)	くぼ小児科クリニック	678-7141
	29(木)	きたじま皮膚科	678-7010
	30(金)	森本医院	641-4141
	31(土)	井上医院	699-8070
6月	1(日)	森本医院	641-4141
	2(月)	中川整形外科	641-2288
	3(火)	稲次病院	692-5757
	4(水)	浜病院	692-2317
	5(木)	清水内科	692-8900
	6(金)	あいずみ皮膚科	692-9211
	7(土)	春藤内科胃腸科	699-3777
	8(日)	中川整形外科	641-2288
	9(月)	奥村医院	692-2403
	10(火)	山田眼科藍住	692-8118

担当時間以外
の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234 全日対応ですが、要確認
稲次病院 692-5757 水曜日、土曜日は受診前に要確認
とくしま医療センター東病院 672-1171 対応日は確認して下さい

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

各種相談

くらしの保険相談

馬道会館ではファイナンシャルプランナーによる生活に密着した各種保険相談を開催します。疑問や不安をかかえているか、老後の生活設計に悩んでいるか、ぜひこの機会に相談してみませんか。

年金／健康保険／失業保険
労災保険／交通事故
生命保険／住宅ローン

日時

令和7年5月27日火曜日
午後1時30分から

場所

馬道会館
088(694)4868
上板町西分字原18-2

相談は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。令和7年5月は次のとおり予定しています。

開催場所

上板町中央公民館(役場2階)
第1会議室

開催日時

令和7年5月15日(木)
午後1時30分～午後4時00分
令和7年5月30日(金)
午後1時30分～午後4時00分

また、徳島県立人権教育啓発推進センター及び徳島地方法務局常設相談所で、人権に関する様々な相談を受け付けております。

人権教育啓発推進センター

徳島県男女参画・人権課分室
088(664)3701
徳島市東沖洲2-14

沖洲マリントーミナルビル内
あいぽーと徳島

徳島地方法務局常設相談所

徳島地方法務局人権擁護課
徳島市徳島町城内6番地6
徳島合同庁舎6階

相談時間 平日 午前8時
30分から午後5時15分

電話による相談

みんなの人権110番

全国共通ダイヤル

0570(003)110

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

子どもの人権110番

全国共通フリーダイヤル
0120(007)110

女性の人権ホットライン

全国共通ダイヤル
0570(070)810

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

お問い合わせ

住民人権課
088(694)6809

一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあつせんを行います。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

開設日	5月21日(水)
開設時間	午後1時30分～ 午後3時30分
開設場所	上板町老人福祉センター

お知らせ

上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

言葉の暴力！感じたことありませんか？

がけましょう。

上板町消費生活相談窓口

088(694)6816
相談無料

受付 平日9時～16時30分
(土・日・祝・年末年始を除く)
上板町役場東隣 改善センター事務所内

成年後見・相続・遺言無料相談会のお知らせ

「成年後見制度」とは、本人の判断能力が不十分な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。

また、相続や遺言のご相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

日時

6月3日(火)
午後1時～3時

※偶数月の第一火曜日に無料相談会を実施しています。

場所

上板町中央公民館(上板町役場2階) 第一会議室

お問い合わせ

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター

徳島県支部徳島県行政書士会内
088(679)4440

伝える際のポイント

☆ひと呼吸おきましょう

☆言いたいこと、要求したいことを明確に、そして理由を丁寧に伝えましょう

☆事業者の説明もよく聞きましょう

基本的には人対人です。思いやりを持ち、相手の立場にたって苦情や意見を発言するよう心

“あなたのペースで過ごす、心地よい町かみいた”の実現に向けて

認知症は誰でもなる可能性がある脳の病気です

認知症支援事業等一覧

①認知症初期集中支援チーム

上板町地域包括支援センター ☎088-694-5597

認知症初期集中支援チームは、医療・介護の職員がチームとしてご自宅を訪問し、医療受診や介護サービスの調整を行うチームです。包括支援センターを通じて利用できます。

②緊急連絡装置の貸与

健康推進課 ☎088-694-6810

日常生活動作に支障があるひとり暮らし高齢者の安全・安心を確保するため、急病や転倒時などの緊急時にボタンを押すだけで看護師等専門家が24時間常駐するコールセンターへ通報できる装置の貸与を行う事業です。

貸与の対象者 本事業の利用対象者は、おおむね75歳以上のひとり暮らし又は、これに準ずる世帯で定期的に安否の確認を行う必要があると認められる方です。

利用者の費用負担 原則として無料です。 ※但し、緊急通報装置を使用するに当たっての必要な電気、電話料金及び緊急装置の移設等の費用は利用者負担となりますのでご了承ください。

緊急時連絡先等の登録 申請の際、緊急時の連絡先や協力員（ご近所の方）の登録が必要です

※なお、登録された協力員の方には必要に応じて利用者の状況確認や救助活動のご協力をお願いする事がありますが、法的な責任や義務を負うものではありません。

③配食サービス

健康推進課 ☎088-694-6810

食事の調理が困難な高齢者等に対して、町が委託した事業者が夕食を自宅まで配達し、安否確認を行います。

利用対象者

- (1) おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者
- (2) 世帯の構成員全員がおおむね65歳以上の高齢者世帯 ※ (1)、(2) について、同一敷地内で親族等が居住している場合は該当しません。
- (3) ホームヘルパー派遣世帯等で町長が必要と認めた者
- (4) 一人暮らし又はそれに準ずる世帯で身体障がい者手帳を有している方
- (5) その他、高齢者サービス調整チームで適当と認められた方

利用者の費用負担 1回 500円

利用回数 月曜日から土曜日までの週6回以内（祝祭日、年末年始は変更する場合があります。）

手続き方法 上板町地域包括支援センター職員が自宅を訪問し、状況確認を行い、申請手続きを行います。

④日常生活自立支援事業

上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155

自分ひとりで契約等の判断を行うことが不安な方やお金の管理に困っている方に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理の支援を行うものです。

※利用には審査が必要になります。詳しくは上板町社会福祉協議会にご連絡ください。

P13～P18 までは抜き取って保管ができます。

ケアパスとは「ケアの流れ」
認知症の症状に応じた適切なサービスの
流れを意味します。

【お問合せ】上板町地域包括支援センター
☎ 088-694-5597

軽度	中等度	重度
見守りがあれば日常生活は自立している状態	日常生活に手助けや介護が必要な状態	常に介護が必要な状態
☐ 感情の起伏が激しくなります ☐ 時間や曜日だけでなく季節や年次もあやふやになります ☐ 手順の多い料理や作業ができなくなります	☐ 服の着替えが困難になります ☐ ご家族を他人と間違えます ☐ 徘徊して道に迷います ☐ 「ものを盗まれた」などの被害妄想が増えます	☐ 飲食、排泄、入浴などの日々の行為が難しくなります ☐ 寝たきりでの生活が増えます ☐ 言葉による意思表示が減ります

です。(認知症初期集中支援チームを設置しています) 上板町地域包括支援センター ☎ 088-694-5597

地域包括支援センターにご相談の上、申請をお願いします。 健康推進課 ☎ 088-694-6810

訪問診療・訪問歯科

- ・デイケア（1事業所）
- ・訪問リハビリ（1事業所）
- ・ショートステイ（3事業所）

詳しい情報は板野郡医師会のHP【板野郡介護マップ】→
【上板町介護支援マップ】をご覧ください。



援センターによる見守り支援

裏面②へ 健康推進課 ☎ 088-694-6810

裏面③へ 健康推進課 ☎ 088-694-6810

くりを推進する活動など地域を豊かにする各種活動等に取り組んでいます。町内に17クラブあります。

趣味を生かした生きがい教室・健康づくり教室 上板町社会福祉協議会 ☎ 088-694-6155



き集う場所です。

※利用には審査があります。 裏面④へ 上板町社会福祉協議会 ☎ 088-694-6155

※利用は条件を満たされている方に限ります。 裏面⑤へ 健康推進課 ☎ 088-694-6810

※利用は条件を満たされている方に限ります。 裏面⑥へ 健康推進課 ☎ 088-694-6810

※利用は条件を満たされている方に限ります。 裏面⑦へ 環境保全課 ☎ 088-694-6813

※利用は条件を満たされている方に限ります。 裏面⑧へ 環境保全課 ☎ 088-694-6813

提供される高齢者向け施設

＊グループホーム
認知症の人が共同生活する住居

＊特別養護老人ホーム
常時介護が必要な人の生活支援を提供する施設

上板町 認知症ケアパス

			何かおかしい・・・	軽度認知障害（MCI）
認知症の進行			認知症の疑いがある状態	軽い症状はあっても日常生活は自立している状態
この時期の本人の様子や症状			☐ もの忘れをしても、ご本人にその自覚がある ☐ 「あれ」「それ」など代名詞が増えます ☐ ヒントがあれば思い出します	☐ 同じことを何回も聞きます ☐ さがしものが増えます ☐ 買い物の支払いや事務処理でのミスが増えます ☐ 意欲や自信が減退します
症状の進行にあわせたサービス	相談	気になった時は、お気軽にご相談ください	上板町地域包括支援センター 高齢者の介護・生活・福祉に関する相談窓口 認知症初期集中支援チーム 裏面①へ	
			上板町役場健康推進課 介護保険申請先です。 ※かかりつけ医や上板町	
	医療	かかりつけ医や認知症専門医・歯科医・薬局の専門的な知識・治療の提供をします	かかりつけ医（いつも受診している病院・診療所） かかりつけ薬局（いつも利用している薬局） 藍里病院（徳島県認知症サポート医）	
	介護	ケアマネージャーを中心にご本人やご家族の状態に応じたサービスの利用について相談できます	介護保険で利用できる町内の在宅サービス（介護認定が必要です）	・ヘルパー（3事業所） ・訪問看護（2事業所） ・デイサービス（4事業所）
	みまもり	地域のボランティアや民生委員、民間企業で地域の見守りを強化しています	地域のボランティア、老人クラブ、民間事業者、民生委員、在宅居宅介護支 緊急連絡装置の貸与 ※利用は条件を満たされている方に限ります。 配食サービス ※利用は条件を満たされている方に限ります。	
	社会参加	自宅に閉じこもらず地域へ出向く行動をしましょう	老人クラブや、地域の通いの場等に参加してみましょう。 ◎老人クラブは、およそ60歳以上の方が参加し、社会奉仕活動や健康づくり ◎高齢者の方が気軽に通える「通いの場」は、町内に9カ所あります。 上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155	
	予防	自宅で行える予防は勿論、地域の教室なども活用しましょう	生きがいデイサービス・介護予防教室・いきいき百歳体操（通いの場）・ 認知症カフェ 上板町地域包括支援センター ☎088-694-5597 ◎認知症カフェは、認知症の方とご家族、地域住民など誰もが参加で	
	生活支援	町の支援事業をご活用ください	日常生活自立支援事業 上板町高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業 高齢者等見守りシール交付事業 ふれあい回収事業 思いやり収集事業	
	住まい	認知症の進行に適した入居施設	*軽費老人ホーム（ケアハウス） 年齢や家庭環境等により自立した生活を営むことに不安がある方が入居できる施設	*有料老人ホーム 食事の提供や介護などのサービスが

認知症支援事業等一覧

⑤上板町高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業

健康推進課 ☎088-694-6810

自らの移動手段の確保が困難な高齢者の方がバスまたはタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。

利用対象者 上板町に住所を有し、かつ在宅で生活する65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 満75歳以上の方
- (2) 運転免許証を自主返納した方及び、取得しておらず現在、運転資格を有していない方（誓約書の記入をもって運転経歴証明書は不要となります）

助成内容 年額10,000円分の助成券を以下から選択できます。

- (1) バス料金助成券のみ 10,000円分
- (2) タクシー料金助成券のみ 10,000円分
- (3) バスとタクシー料金助成券 バス 5,000円分 タクシー 5,000円分

手続き方法 対象者又は代理人が申請書に必要事項を記入し、上板町健康推進課へ提出してください。

※申請の際は、本人確認書類（健康保険証等）を持参してください。

なお、代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。

⑥高齢者等見守りシール交付

健康推進課 ☎088-694-6810

認知症等により外出後、行方が分からなくなるおそれのある高齢者の早期発見、保護を目的とし、高齢者等見守りシールを交付します。

利用対象者 町内に住所を有する在宅の高齢者又は初老期における認知症と診断された人で、外出後行方がわからなくなるおそれがある人（介護者及び家族からの申請により配布します。）

交付枚数 対象者1人あたり40枚

利用者の費用負担 費用は、無料です（見守りシールの追加交付を希望する方は実費を負担いただきます。）

手続き方法 上板町見守りシール交付事業利用〔新規・変更〕申請書に必要事項をご記入の上、健康推進課窓口にお申込みください。

⑦ふれあい回収事業

環境保全課 ☎088-694-6813

大型ごみの回収は原則としてリサイクルセンターで決められた日時に行っていますが、自らが指定場所まで大型ごみを持ち出すことが出来ない方々を対象に、大型ごみを排出者宅前まで直接回収に行くサービスです。

対象世帯 次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難である方

- (1) 70歳以上のみの世帯
- (2) 心身に障害のある方が同居している世帯（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定区分4・5）

手続き方法 ※利用には申請が必要になります。詳しくは上板町環境保全課にご連絡ください。

⑧思いやり収集事業

環境保全課 ☎088-694-6813

高齢者等ごみ出し支援事業として、家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象にご自宅まで家庭ごみの収集にお伺いし、希望者にはごみが出ていない場合にお声をお掛けして、安否確認を行うサービスです。

対象世帯 町内に親族が不在である。又は近隣在住者等の協力を得ることができない等、自力でごみ等を排出することが困難である方

※担当者が聞き取りを行います。

注：自分（家族）で買い物に行っているなど、ごみ出しができると判断される場合には、利用対象外となります。

手続き方法 利用には申請が必要になります。詳しくは上板町環境保全課にご連絡ください。

令和7年度 後期高齢者健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。「健康診査受診券」が届いた方は、必ず受診しましょう。

対象者

※長期入院、施設入所等の方及び令和7年10月以降に後期高齢者医療制度に加入の方は、対象外です。

1 申込みをしなくても受診券が届く方

①令和6年10月1日から令和7年9月30日までの新規加入者（75歳になった方など）

※令和7年10月1日以降に後期高齢者医療制度に加入予定の方は、**加入前の健康保険の特定健診を受診してください。**市町村国保の場合は、受診券の有効期限を確認して、期限内に受診してください。

②昭和21年4月生まれの方から昭和24年9月生まれの方

③令和6年度に後期高齢者健康診査受診券で健診を受診された方

※広域連合が受診を確認できた方に限ります。

④生活習慣病と診断されていない方

※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化等があります。

2 申込みにより受診券が届く方

上記1以外の方で、受診を希望する方

【申込期間】 6月中旬から12月5日まで

【申込先】 上板町 健康推進課窓口 に備付けの健康診査申込書でお申し込みください。

受診券送付時期

7月上旬から12月12日まで
(加入時期や申込時期に応じて送付)

受診費用

無料

受診期間

「健康診査受診券」を受け取られたときから令和7年12月末まで

健診項目

身体計測、血圧測定、血液検査（貧血検査含む）、尿検査、心電図検査、眼底検査

※市町村国保の特定健診と同じ項目です。

※眼底検査は、医師の判断により検査が必要な方のみ実施します。

※がん検診は、お住まいの市町村へお問い合わせください。

予約

受診する医療機関に事前予約が必要

持参するもの

健康診査受診券・後期高齢者の質問票（受診券に同封しています）・被保険者証等

後期高齢者医療制度健康診査に関するお問い合わせ先

・徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 徳島市川内町平石若松 78 番地 1 ☎ 088-677-3666

・健康推進課 ☎ 088-694-6810

後期高齢者医療の被保険者の方へ

令和7年4月1日から入院時の食事代が変わります

○入院した時の食事代（1食あたり）

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
①	一般・現役並み所得者	490円	510円
②	③④のいずれにも該当しない指定難病患者	280円	300円
③	低所得Ⅱ 90日以内の入院（過去12か月の入院日数）	230円	240円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）※	180円	190円
④	低所得Ⅰ	110円	110円

※低所得Ⅱの方で「90日を超える入院」は、事前に認定申請をして長期入院該当の認定を受けていないと適用されません。

○療養病床に入院した時の食事代（1食あたり）

所得区分	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
一般・現役並み所得者	490円※ (450円)	510円※ (470円)
低所得Ⅱ	230円	240円
低所得Ⅰ	140円	140円
低所得Ⅰ（老齢福祉年金受給者）	110円	110円

※保険医療機関の施設基準等により、（ ）内の場合もあります。

◎今回、低所得Ⅰの方は変更はありません。

お問い合わせ先

・徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 徳島市川内町平石若松 78 番地 1 ☎ 088-677-3666

・健康推進課 ☎ 088-694-6810

議会だより
上板町議会

「議会のうごき」

藍住町議会改革調査特別委員会視察研修

閉会

「一般質問」



Dr. Tetsuya Kikuchi is a Professor of the Department of Health, Behavior, and Society, Johns Hopkins University. He is also a senior advisor at the Center for Communications Programs. Dr. Kikuchi has been involved in numerous international health communication projects, including the development and implementation of the "AIDS Risk Reduction" program in Japan and the "AIDS Risk Reduction" program in the United States. He is also the author of several books and articles on health communication.

①子どもの交流について

開催時期及び石垣市の状況等で調整が難しい。



安田孝子 議員

質問1 高齢化対策について

①令和4年度からのタクシー券等助成事業の概要について

答 弁 健康推進課長

1人当たりの助成金は、令和4年度6千円、令和5・6年度は1万円、5年度は予算額より10万6千3百円不足となった。本年度の利用期限は3月31日。毎年3月に利用者が多い。

再問 タクシー券等の利用期間を9月から翌年の8月までにしてほしい

答 弁 健康推進課長

今後検討をしていく。

②高齢者の買物支援等の町内巡回車の運用が必要と思うが

答 弁 健康推進課長

令和7年度の町社会福祉協議会補助金を買物支援サービスの必要経費として計上している。本年7月を目途に社会福祉協議会とともに、新たな買物サービス等に努める。

③上板町福祉大会の充実・継続が必要との声が聞かれる。今後の方針について

答 弁 民生児童課長

今後においても地域福祉向上のため、社会福祉協議会と十分検討し、多くの人に参加いただけるよう取り組む。

質問2 「2025大阪関西万博」関係について

①当万博には、町内小・中学校の見学希望が無いと答弁（令和6年9月議会）いただいたがその方針に変わり

はないのか、また高志小学校の訪問はどのようになっているのか。

答 弁 教育委員会事務局長

その後も変更はない。

高志小学校、現在の5年生は5月7日、10月13日に関係者と訪問予定。

②本町の小・中学生が、国際的な視野を身につけ将来性を伸ばすための今後の取組について

答 弁 教育長

教育課程上、可能な限り、本町のICT環境を活用し、海外で活動されている方、他国の同世代の子ども達との多様な出会いや交流を取り入れ、更なる国際的視野の涵養のための教育を広く展開する。

質問3 上板町制施行70周年・ゆかりのまち上板・石垣25周年記念事業について

①大きな節目となる町制施行70周年・ゆかりの町25周年記念事業の時期、内容等の概要について

答 弁 企画防災課長

町制70周年を祝い、町の郷土愛を育む機会となる記念式典及びイベント等を計画中で、実施時期は本年12月頃の開催を予定。一方、ゆかりのまち上板・石垣提携25周年記念事業は、7月頃に開催を計画中。

質問4 上板町保・幼・小・中学校の学園構想の策定について

①少子化が進む中、全ての教育施設が一体となり教育の町、人材の町として、地方創生のモデルとなる学園構想を策定する必要があると考えるが

答 弁 教育委員会事務局長

小中一貫校も視野に入れ、保育所、幼稚園とも連携し、上板町として、学校教育（ICTを活用したSTEAM教育など）に特化した未来を見据えた

学園構想の実現を目指して、今後、調査・研究し、検討していく。



上原勝利 議員

質問1 新ゴミ施設について

①新ゴミ処理施設の地権者との賃貸契約の進捗状況は

答 弁 環境保全課長

今年度末を目途に取り組んでいる。

②ゴミ処理方式の変更発表があった。発酵乾燥処理した後、固形燃料に成形して売却する方式から、固形燃料にせず再商品化事業者に委託してプラスチック製品や化学原料にリサイクルする計画に変更するということだが、固形燃料売却はどういう訳で突然変更されたのか

答 弁 環境保全課長

今年度より環境省などと好気性発酵乾燥方式＋ケミカル／マテリアルサイクル方式で検討し2月4日に開催された協議会で、処理方式の変更が決定された。

③再商品化事業者に委託とあるが、果たして利益または原価の縮小となるような利点はあるのか。まだまだ結論づけるには時期尚早と思われるが

答 弁 環境保全課長

効果としては国が推進するプラスチックのリサイクルが可能となり分別収集に要する費用と二酸化炭素排出量の増加を抑制でき費用の軽減が見込まれる。

④変更発表前に上板町に説明があったのか

答 弁 環境保全課長

昨年2月20日阿波市議会全員協議会において説明があり本町にはその直前に説明あり。

⑤再商品化事業者に委託した場合、20年間で5億6千万円の経費節約ができると発表されているが、その根拠を示していたいただきたい

答 弁 環境保全課長

施設設備費で4億7千3百万円、施設運営費が9千4百万円の軽減見込。

⑥新ゴミ処理場はゴミを燃やさない乾燥方式だから当然総事業費も安くなると思うが総額は

答 弁 環境保全課長

物価高騰などを考慮した場合、以前の73億円の増額は十分考えられる。

⑦中央広域環境組合は新ゴミ処理については何回かの変更が繰り返されているが、今稼働している熱分解ガス化溶融方式が最適と思うが

答 弁 環境保全課長

地元住民には燃やさない処理で理解を得ており、国の進める方式でもあり好気性発酵乾燥方式に進めたい。

⑧最後にこの事業は明らかに阿波市主導で進んでいると思うが、副管理者の松田町長のこれからの取り組みに期待したいと思うが

答 弁 町長

この事業は中央広域施設組合で進めており、これからは1市2町で進める。

質問2 上板町の財政状況について

①2月14日付新聞にて掲載された県内自治体24市町村の債権保有状況で、上板町は債権保有ゼロ、基金の残高は27億円であった。県内で23番目の少なさ。この状況をどうとらえるか

答 弁 総務課長

基金の目的が何らかのリスクへの備え・施設・インフラ整備などにあるこ

とに鑑みれば現状は決して好ましいものではない。

②上板町においては財政の危機が懸念される中、これからゴミ処理施設の事業費が発生する。多額の資金が必要となるが、財政は大丈夫か

答 弁 総務課長

少しでも基金残高を増やせるよう、行財政改革の手を緩めることなくこの難局を乗り越えていきたい。

③このままの状態が続けば上板町は財政再建団体になるのではと危惧している。4月から新しい年度が始まる。行財政改革をしつかりやって無駄をなくし、健全な町作りをしなればならないと考えるが

答 弁 総務課長

歳入の確保策として、ふるさと納税を推進し、企業版ふるさと納税にも力を注ぎ努力する。

質問3 七条地区農業集落排水について

①集落排水の問題点として、利用料だけでは賄いきれない多額の費用が発生している。このような状態がいつまでも続いているという状況はない。どう考えているのか

答 弁 環境保全課長

主な歳出が施設の維持管理費用となってくるため管理費用を賄える形で使用料変更の検討を行う。

②今のまま集落排水事業を続けるならば最低利用料値上げは必須だ。予算表を見る限り令和7年度も利用料は据え置きとなっているが

答 弁 環境保全課長

使用料は令和7年度中に検討を行い、8年度から新料金に改定できるよう進める。

③機能強化工事を続けているが、悪い箇所はこれからも毎年発生するものと思われる。終わりのない工事を永

遠に続けるつもりか

答 弁 環境保全課長

機能回復に必要な機器、及び場所を確認し、強化工事を行っており、計画内の工事が終われば大きな修繕箇所は少なくなる。

④町の負担で集落排水事業区域の合併浄化槽への転換を、十年間での整備を目標に計画してはどうか

答 弁 環境保全課長

国費で機能強化工事を行っており集落排水事業区域での合併浄化槽の推進は考えていない。



富永志郎 議員

質問1 物価高騰に対する上板町の支援策について

①資材の高騰や人手不足、賃金の上昇に対し町としてどの様に指導し又、支援していくのか。農業者と建設業者に特化して答弁を

答 弁 産業課長

資材高騰に対する指導また支援について農業者の経営努力だけで回避出来ない様々なリスクや収入減少に備えるために令和6年度から新規事業として「農業経営収入保険」の加入を推進している。令和6年は15件、令和7年度は18件となっており上板町として保険料の一部を補助し農業者の経営安定の確保に努めている。人手不足の解消にスマート農業の推進と機械導入などの補助事業を行い農業経営者の支援に努めている。

答 弁 町長

農業は我が町にとって基幹産業でありあらゆる角度から支援していく。

答 弁 建設課長

毎月価格を見直し資材高騰に対処している。

②一般住民に対する支援策についても同様策として商品券、ガソリン券、お米券、水道代金等があるが地方経済の成長と発展の為国の助成金をフル活用して今こそ実施すべきと思うが

答 弁 総務課長

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は学校給食の支援に使っている。今後更なる増額が見込まれた場合水道料金の減免や商品券事業を行いたい。

質問2 幼稚園、小学校の統廃合について

①在り方委員会の答申を受けて町としての見解を求める。大きな予算を伴うため真剣に検討して判断すべきだと思うが

答 弁 教育委員会事務局長

答申を尊重し保護者や地域の方々、また関係各位とも連携・連絡をとって適切に検討していく。今後は財政部局とも連携を密にし推進していきたい。

質問3 防災減災対策について

①耐用年数が経過している公共施設の点検について。まず学校、庁舎、水道管、橋順に答弁を

答 弁 教育委員会事務局長

安全上、機能上問題ないが機械・電気設備について経年劣化が見られた。

答 弁 総務課長

庁舎屋上南側に雨漏りがあり防水工事をした。

答 弁 水道課長

漏水調査をこまめに実施して漏水箇所を発見次第速やかに修繕している。

答 弁 建設課長

橋の点検については目視によって常に実施している。

②不備が見つかった場合その対策について優先順位は

答 弁 総務課長

日頃から公共施設の劣化状況を把握し災害発生時の安全性の確保に努め、計画的に施設の維持管理に努めている。



岩野角雄 議員

質問1 自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)について

①DXの導入が非常に遅れている。導入期限があと1年しかないが、進捗状況は

答 弁 総務課長

令和7年度に情報システムの標準化・共通化を図る。国の方針に従い乗り遅れることのないよう鋭意努力する。

②DXにより町民の利便性、行政サービスの向上したか。また、職員の業務負担の軽減となったか。職員の働き方改革に繋がっているのか

答 弁 総務課長

DXの導入により来庁者の負担軽減に繋がっている。将来はAIを使い住民が直接システムへアクセスし、住民が来庁不要であり、閉庁時対応による住民への行政サービスの向上や職員の業務負担の軽減に繋がっていく。

③本町には200人以上の外国人が住民登録している。様々な手続きのため窓口へ来るし、観光客・お遍路さんなども立ち寄られる。窓口にも言語

翻訳システムを導入できないか

答 弁 総務課長

多言語翻訳システムは、来庁者や窓口業務の負担軽減として有用であるため、先進事例等を十分に研究し、最適な製品を選択したい。

④全国の市町村や郵便局の窓口、コンビニなどで、本町の各種証明書が交付できないか

答 弁 総務課長

情報システムの標準化・共通化を図り、全国の自治体で統一が進むと迅速で安価な導入が見込まれる。システム導入を再度検討し提案する。

質問2 マイナンバーカードについて

①マイナンバーカードの交付状況は

答 弁 住民権課長

令和7年1月末（総務省公表）で交付枚数9,059枚、人口に対する保有枚数率は74.2%である。カードは国が管理しているため、交付件数や有効期限など全て国から示されるデータでしか町では分からない。

②マイナンバーカード保険証の利用状況は

答 弁 健康推進課長

令和7年1月末現在のカードの利用状況は、国民健康保険対象者は2,357名のうちマイナ保険証登録者は1,528名で、保険証として利用した利用率は26.6%である。後期高齢者対象者は2,219名のうちマイナ保険証登録者は1,432名で、保険証として利用した利用率は17.6%である。どちらも徳島県全体のマイナ保険証利用率と同率であった。

③マイナンバーカードの有効期限は

答 弁 住民権課長

一般的にマイナンバーカードの有効期限は10年で、18歳未満の未成年者は5年。カードに電子証明書の機能があ

り、年齢に関係なく一律5年の有効期限。5年、10年と発行日から5回目、10回目の誕生日となる。

④マイナンバーカードの更新は順調にできているか。解約はないか

答 弁 住民権課長

地方公共団体情報システム機構からマイナンバーカードと電子証明書の有効期限の通知書が2、3か月前に送られてくる。町から個人宛てに有効期限の通知はしていない。更新は、住民権課の窓口で手続きできる。所要時間は10分程度である。申し出による解約はないが、更新しないままの方は少なからずいる。



本浄敏之 議員

質問1 ゴミ処理問題について

①阿波市で新設しているゴミ処理施設の建設経過と費用の推移及び理由について簡潔に説明を

答 弁 環境保全課長

新ゴミ処理施設は、好気性発酵乾燥式とし、建設地を阿波市阿波町東長峰に決定した。令和4年11月に新ゴミ処理施設整備・運営の事業者を公募したが応募がなく、事業方式を公設民営から公設公営に変更した。本年2月にはゴミ処理方式を好気性発酵方式＋ケミカル／マテリアルリサイクルへ変更した。令和4年の入札当時の施設建設費は約73億円、施設運営費は20年間で99億円となっている。

再問 ゴミ処理施設が完成するまでの間の処理費について説明を

答 弁 環境保全課長

令和7年（令和9年）の間にゴミ処理費（運搬費・処理費・積み替え搬出費）の予算は35億6千万円を上限としている。

再再問 ゴミ処理施設の運営の主体は

答 弁 環境保全課長

2市2町で中央環境施設組合を組織して運営してきたが吉野川市が脱退するため1市2町で運営することになる。

②町民の理解と協力を得るために新設のゴミ処理施設に関する説明会を開催してはどうか

答 弁 環境保全課長

現段階では説明会の開催は予定していない。

答 弁 町長

現在、組合でその土地の所有者と契約を結び努力をしている。契約が出来れば組合と協議の上、広報等で報告できるのではないかと考える。

③町内のゴミ減量（生ゴミ）対策はどのように検討しているか

答 弁 環境保全課長

家庭ゴミの減量を図る為、生ゴミ処理容器等補助事業をしている。近年の申請件数は令和5年度電気式4、容器式9、令和6年度2月末迄で電気式6、容器式11件の申請があった。令和7年度補助件数の増加と補助限度額（容器式2千5百円→5千円、電気式2万5千円→3万円）を引き上げる予定である。ゴミの減量について広報活動を行いたい。

質問2 老人集会所は公民館的な施設

になっている。親しみのある愛称を公募してはどうか

答 弁 健康推進課長

各老人クラブの方々の意見を参考し、検討事項とした。

質問3 ドローンの活用について

①現有のドローンの活用状況は

答 弁 企画防災課長

過去に行方不明者の捜索等に活用したことがあるが、令和6年度は活用実績はない。

再問 ドローンは何処で動態保存しているか

答 弁 企画防災課長

ドローンは本課で保管している。

②ドローンは防災分野・観光分野・教育分野で活用が考えられるがどうか

答 弁 企画防災課長

ドローンを飛ばすには航空局へ飛行の許可・承認の申請及び使用目的・用途の制限がある。国家資格が必要など様々な条件があるので関係各課と協議が必要と考える。

再問 全庁的視野で利用できる体制を築くべきと思うが

答 弁 企画防災課長

受験費用が一人あたり33万円であり予算的に難しい面がある。観光分野・教育分野等では国家資格が必要としない飛行の仕方を検討したい。



村上浩一 議員

質問1 松田町長の政治姿勢について

①残された期間と課題について伺いたい

答 弁 町長

令和3年10月に2期目の任期をスタートし、町民の皆様からの負託に応えるため、本町の諸課題に全身全霊を注ぎ日々全力で邁進してきた。残り任期もあと7カ月あまりとなった。その間、5つのお約束を公約として掲げ、

限られた財源の中、取捨選択を行い、様々な課題に果敢にチャレンジしてきたが、未だ、種をまき花を咲かせている段階で、実を結ぶためには、残りの任期では厳しい状況と認識している。

②今後の進退について伺いたい

答 弁 町長

課題解決のために執行中の事業もあり、このままでは、中途半端になってしまうと危惧している。そのようなことから重要施策を展開し、一貫して執行することが重要であると考えている。今一度町民の皆様方のご信任がいただけるのであれば引き続き町政を執行したい思いである。

③3期出馬ならば、この神聖な議場で正式な出馬表明をしていただきたい

答 弁 町長

総力を挙げて取り組むべき課題がまだ山積している。そのような中で、町民のためと上板町をよくしていきたい、その覚悟と責任をもって来る町長選挙への出馬を決意したことを本日ここで表明する。初心を忘れず、今後とも町民に心をよせる優しさやぶれない信念を兼ね備えた町長を目指し、「小さくてもキラリと光る上板町」の実現に向け、努力したいと考えている。今後とも引き続きご指導・ご協力をお願いしたい。

質問2 役場へのノートパソコンの持ち込み許可について

①ペーパーレスが進み、将来的な電子決済によってパソコン等の持込みが必要な場面も出てくると考えられるため、町長が認めた場合に限り職員個人のノートパソコンの持込み許可をいただきたい。

答 弁 総務課長

役場内では特定個人情報を取り扱う部署があるため、セキュリティポリ

シーは厳格に定められている。特定個人情報を取り扱わない部分においては、情報を取得し業務へ活かし、住民サービスの向上につなげることは非常に有用であるため、セキュリティポリシー基準を満たした端末については、持込み許可をしたいと考えている。



前田 忠道 議員

質問1 鳶谷川の管理について

①鳶谷川上流域改修の進捗状況は

答 弁 建設課長

鳶谷北谷の今後の事業方針は、当該区域を砂防区域に指定し、徳島県が国費要求のため事業採択の可否の確認作業中である。用地交渉の調整について町に協力要請があり、地権者2名に事業の概要を説明し、砂防事業・用地交渉について内諾を得ている。また、公図混乱地域なので、国調等地図訂正の協力要請もあったので、可能な限り協力する。現在は、徳島県砂防防災課が中心となって、地権者に説明するための資料を作成中である。

再問 鳶谷川横の農地に土砂が流入した対応は

答 弁 産業課長

土砂が崩落した箇所及び農地は、どちらも私有地であり、上板町が土砂の除去をする理由はなかったが、今後「砂防法」に基づき、砂防指定地の指定を受け、徳島県が砂防事業に取り組みることになれば、産業課としても農地に堆積している土砂の除去を徳島県に要望していく。

②鳶谷川中流域の改修の進捗状況は

答 弁 建設課長

鳶谷川の未改修区間が予定箇所となっており、引野字齒之尾52-1地先から引野字出口63-6地先までが測量区間であり、測量設計は、今年度末で完了する予定である。今後は、河川改修起業地内に筆界未定地があるので境界立会を行い、地図訂正完了後、用地交渉を行い、承諾が得られれば河川改修工事が始まる予定である。鳶谷川の浚渫工事区間は、起点が引野字齒之尾52-1地先、終点が鍛冶屋原字西北原3-1地先となっており今年度末で工事完了となる。それより下流の浚渫工事は令和7年度に行う。

質問2 教育施設の整備について

①町指定避難場所である小学校体育館の避難所機能の充実を図るとともに、夏季の気温上昇による熱中症対策をするため、小学校の体育館に空調設備を整備してはどうか

答 弁 教育委員会事務局長

整備の重要性は認識している。建築年数が最も浅い高志小学校でも42年目となり、空調設備をするには、断熱・遮熱対策の工事が必須となる。今後の整備については、財政部局とも協議をし、導入についての検討をしていく。整備の際には、空調設備整備臨時交付金（2分の1交付）など、国庫補助等の活用にも努める。



乾 崇 議員

質問1 新ごみ処理場の件について

①固形燃料を造る計画から、突然固形

燃料にする手前の段階で再商品化事業者に加工を委託する方式に変更した理由は何時説明があったのか

答 弁 環境保全課長

1市2町で情報共有しながら水面下で検討してきた。阿波市議会でも説明する直前に連絡があった。

②処理方式変更の提案書は、組合副管理者の町長は提案内容の確認はしているのか

答 弁 町長

組合の方から説明を受けた。

③処理委託先の再商品化事業者は、加工した燃料の引取り先について具体的な説明はあったのか

答 弁 環境保全課長

引取り先は全国に多数あると聞いている。

④組合は3月末までに土地の賃貸借契約の締結を計画しているが、組合議会でも賃貸借条件を議論していないのでは

答 弁 環境保全課長

組合議会で賃貸借契約について質問があり、管理者より3月末までに賃貸借契約が締結できるよう取組むとの説明があり議論はしている。組合が地権者と協議中。

⑤7年度予算案の中に中央広域環境施設組合の債務負担行為641百万円の内「車両運搬確保費」143百万円計上しているが、これは組合の「資産」になるのか「費用」なのか

答 弁 環境保全課長

人員の確保・臭気対策としての車両の改造・その他準備行為等の費用。

質問2 農業集落排水について

①令和7年度予算案の一般家庭（世帯数、人数）・事業所（事業所数、人数）は

答 弁 環境保全課長

一般家庭 261世帯、721人
事業所 36千113人

②令和7年度町からの補助金32百万円
計上しているが、使用料引上げ予
定は

答 弁 環境保全課長

令和8年度から改定を予定。

質問3 水道事業について

①町内水道管に「鉛製給水管」は残存
しているのか

答 弁 水道課長

鉛製の水道管は使用していない。

②PFAS（ピーファス）の水質検
査は

答 弁 水道課長

令和5年度浄水場1回、令和6年度
3か所の水源で1回検査済。国の基準
値以下。

質問4 子育て支援体制について

①「子ども家庭センター」の設置は
2027年度になつていくが

答 弁 民生児童課長

専門的な資格を有する人材が必要
で、人材確保が難しいが、国の進める
子ども家庭センター設置を見据え、早
期設置に向けて検討したい。

②幼稚園の統廃合の時期は

答 弁 教育委員会事務局長

2月19日上板町立幼稚園あり方検討
委員会より答申を受けた。少子化・施
設の老朽化・教員不足などの諸問題に
対応するため早期に統廃合に取組む。



柏木美治代 議員

質問1 会計年度任用職員の処遇改善
について

①正規職員・非正規職員の人数

答 弁 総務課長

正規は121名、再任用は4名、非
正規は97名

②病気休暇の状況は

答 弁 総務課長

病気休暇の取得件数は6件。病気休
暇は無給だが、共済組合から傷病手当
が支給される。

③人事院の3年目公募の廃止に伴い、
公募によらない再度の任用を

答 弁 総務課長

会計年度任用職員の任用に関する要
綱第2条に基づき、毎年度公募による
選考を行っている。公募によらず、勤
務実態に基づく能力の検証により、再
度の任用を行う方法について検討した
い。

質問2 改定マイナンバー法による短
期保険証の廃止について

①滞納者の対応は10割負担になるので
はないか

答 弁 健康推進課長

1年以上保険税を滞納した場合など
は窓口負担10割の対象となる。厚労省
の通知では滞納している世帯主に対す
る措置の取り扱いについて、世帯ごと
の状況をしっかり聞き納税相談を実施
したい。

②マイナ保険証を使わない人について
の対応は

答 弁 健康推進課長

マイナ保険証を持っていない人に、
現行の健康保険証の有効期限内に資格
確認書が無償で申請なしで交付される。

③滞納者への相談機会の確保を

答 弁 税務課長

納付が困難な場合は滞納のままにせ
ず、税務課で納税相談を行なつてほ
しい。

質問3 避難所生活の向上について

①ダンボールベッド・間仕切り・テ
ントの備蓄状況

答 弁 企画防災課長

ダンボールベッド25台、簡易ベッド
3百台、間仕切りパーティション
174張、テント130張

②トイレの改善を

答 弁 企画防災課長

簡易トイレ83台、トイレ数及び男女
比率が（1対3）になるように備蓄し
ていきたい。

③紙おむつ・液体ミルク・生理用品の
備蓄は

答 弁 企画防災課長

紙おむつ大人用276枚、子ども用
1,256枚、生理用品1,140枚、
液体ミルク48本

④女性の立場に立った運営を

答 弁 企画防災課長

避難所運営に女性の視点を取り入れ
るため、指定避難所へ女性職員を必ず
配置することや、防災リーダーの育成
にも取り組んでいきたい。

質問4 学童保育について

①夏休み中の昼食の提供を給食セン
ターで

答 弁 民生児童課長

給食センター業務を委託している事
業の契約には含まれていないことから

現状では難しい。各学童保育の運営委
員会の協力が必要となるので検討
課題。

②ひとり親家庭全員に利用料の軽減を

答 弁 民生児童課長

県の放課後児童クラブ利用料軽減事
業に基づき実施している。予算等も必
要となるので今後検討していきたい。

編集後記

第10回目の「議会だより」を
編集いたしました。

今回は3月定例会の一般質問
並びに1月から3月の「議会の
うごき」を掲載いたしました。

上板町議会広報編集特別委員会



上板町はエシカル消費を推進しています
フードドライブ活動に御協力をお願いします。

あまっている食品を 提供してください

食べ物の支援を必要とする人たちへ届けよう

取り組み時期について

受付日 令和7年5月12日(月)～23日(金)
時間 午前9時～午後4時

持ち寄り場所

- ・上板町農村環境改善センター窓口(専用の箱を用意しています)
- ・上板町社会福祉協議会窓口(専用の箱を用意しています)

〇いただきたい食品

☆賞味期限が1ヶ月以上残っているもの ※期限が記されているもの
☆常温で保存できるもの
お米、めん類、小麦粉など/調味料(みそ、しょうゆ、マヨネーズ)
/保存食品(かんづめ、おもち など)/おかし類/インスタント食品/
レトルト食品/のり/お茶づけ/ふりかけ/お茶/コーヒー/こう茶

×受付できない食品

賞味期限が1ヶ月を切っているもの/開いているもの/生鮮食品(野菜・魚など)/
アルコール類は受付しません。

☆届けるところ

フードバンクとくしま
を通じて福祉施設など
に提供されます。

●お問い合わせ● 産業課 ☎ 088-694-6806

情報公開・個人情報開示の実施状況

上板町情報公開条例第28条及び上板町個人情報保護法施行条例
第5条の規定により、令和6年度における情報公開実施状況及び
個人情報保護制度運用状況について、次のとおり公表します。

情報公開実施状況

実施機関	請求件数	公開	部分公開	非公開	拒否
町長	5件	0件	4件	0件	1件
合計	5件	0件	4件	0件	1件

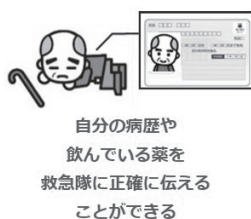
個人情報開示請求の状況

	請求件数	開示	部分開示	不開示
合計	0件	0件	0件	0件

●お問い合わせ● 総務課 ☎ 088-694-6801

あなたの命を守るマイナ救急

マイナ保険証を活用することで期待されるメリットの一例



自分の病歴や
飲んでいる薬を
救急隊に正確に伝える
ことができる



円滑な搬送先病院の選定や適切
な応急処置が実施できる



搬送先病院で
治療の事前準備
ができる

救急現場でご協力いただきたいこと

マイナ救急にて医療情報を活用するために必要な準備



マイナナンバーカード



健康保険証利用登録



マイナナンバーカードを
救急隊へ送す



救急隊が医療情報を閲覧することについて
口頭にて同意していただく

医療用端末

●お問い合わせ●
板野西部消防署
☎ 088-672-0198
ホームページ:
<https://www.itanoseibu-119.org>



マイナ救急
とは何か
総務省消防庁作成
ショートムービー
YouTube URL
(QRコード版)

令和7年度 町税の納付期限 についてお知らせします。

納期は次のとおりになっています。納付期限内
の納付にご協力をお願いいたします。

	軽自動車税 (種別割)	自動車税
6月	6月2日	6月2日
	税務課 ☎088-694-6807	東部県税局 自動車税庁舎 ☎088-641-2323

口座振替の方は、6月2日に引き落としいたします
ので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合
でも、自動的に解約とはなりませんのでご注
意ください。

事前登録型本人通知制度 のお知らせ

この制度は住民票の写しや戸籍謄抄本を第三者
(本人の代理人を含む)に交付した場合に、交付さ
れたことを郵便でお知らせする制度で、不正請求
の抑止や不正取得による個人の権利の侵害を防止
することを目的としています。

事前に登録された方が対象です。また、証明書
の交付を停止する制度ではありません。

※詳細・様式については上板町 HP において掲載し
ていますので、そちらをご確認ください。

●お問い合わせ●

住民人権課 ☎ 088-694-6809

マイナ救急とは 救急車を呼んだ際に、
マイナ保険証があれば、話すのがつらい時、飲
んでいるお薬が何か忘れたときでも、病歴・飲
んでいるお薬・かかりつけ医などを正確に伝え
られ、より適切な処置が受けられます。

種別	火災	救急
令和7年3月出動件数(件)	0(1)	120(345)
前年同月出動件数(件)	0(1)	105(307)

※上段=月計、()=累計



上板町国民健康保険加入の皆様へ

人間ドック・脳ドック助成事業のご案内

上板町国民健康保険では、国保の被保険者を対象に人間ドック・脳ドック助成事業を実施します。

普段の生活習慣の中で蓄積され、自覚症状がすぐに現れない生活習慣病などを早期に発見し対策するためには、定期的に健康診断を受けることが最も有効な手段です。

自分の健康状態をチェックし、疾病の早期発見、早期治療に努めましょう。

右の要件を全て満たす方は
人間ドックまたは脳ドックの
受診を申請することができます

- 上板町国民健康保険に加入している方
- 年齢が35歳以上の方（本年度75歳到達の方については、**昭和25年10月1日生まれ以降の方**）
- 国民健康保険税を完納している世帯の方
- 脳ドックについては、昨年度助成を受けていない方



日帰り人間ドック

人間ドックは、一般的な健康診断と比較して、より詳細な検査を行うことができます。
普段気がつきにくい病気や臓器の異常、健康度などをチェックします。

実施期間 令和7年8月～令和8年1月

実施機関及び自己負担額 ※（ ）内は、特定健康診査受診券*をお持ちでない方の金額

- ・ 公益財団法人とくしま未来健康づくり機構（徳島県総合健診センター） **12,375円**（19,745円）
- ・ 鳴門病院 健康管理センター **11,055円**（18,425円）
- ・ 徳島県農村健康管理センター **11,880円**（19,250円）

定員 180名



脳ドック

脳ドックは、一般的な健康診断に加えて、
頭部MRI、MRA検査を行います。
脳卒中をはじめとした脳の病気になる
危険な兆候を見つけることができます。

実施期間 令和7年8月～令和8年1月

実施機関 鳴門病院 健康管理センター



自己負担額 18,820円

（特定健康診査受診券*を
お持ちでない方は、26,190円）

定員 15名

（申し込みが定員を超えた場合は抽選）

*特定健康診査受診券は、上板町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方に対して7月上旬に送付されます。

申込み方法

「上板町国民健康保険人間ドック等申込書」に必要事項を記入のうえ、**5月30日（金）**までに上板町役場健康推進課窓口へご提出ください。

申込書は健康推進課窓口と上板町ホームページで取得することができます。

●お問い合わせ● 健康推進課 ☎ 088-694-6810

住民主体の「通いの場」を運営してみませんか♡？

「通いの場」とは高齢の地域住民同士が気軽に集うことにより、社会的孤立を防止するとともに、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所です。

上板町は、介護予防への取組として、65歳以上の高齢者の方が気軽に集える「通いの場」を運営する住民団体の支援を行うため、補助金を交付します。

新たに何かを立ち上げる必要はありません。現在、地域の高齢者で集っている茶話会や体操、趣味活動等も「通いの場」として登録できます。まずは、お気軽にご相談ください♪

※補助金を申請するには、通いの場に登録していただく必要があります。

●補助金対象事業等

補助金の対象となる事業は、集会所等において、地域住民等によって自主的に運営される、身近で高齢者の誰もが自由に参加できる団体で、高齢者等に対する運動、趣味活動等を通じた日中の居場所をつくり、定期的な通いの場を提供する事業で以下の条件のいずれにも該当するもの。

- 1 営利活動、政治活動又は、宗教活動を目的としたものではないこと。
- 2 町内において事業を実施すること。
- 3 事業を6カ月以上継続して実施し、1回当たりの実施時間は概ね2時間以上であること。
- 4 高齢者の平均利用者数が5人以上であること。

●補助対象とならない経費

1. 食事代などの実費
2. 町長が補助することが適当でないと認める経費

※補助対象経費になるかご不明な場合は、必ず事前にお問合せください。なお、補助対象経費にかかる領収書や収支がわかる書類の提出が必要になります。

●補助金の額

補助金の額は、1月につき5,000円を上限とする。

●申請方法

申請書や事業計画書、収支予算書を提出していただく必要があります。



そこで！町内の通いの場に参加してみましょう。～上板町の通いの場～

①グループ・ささえあい（西老人集会所）

活動日 毎月第2土曜 午後1時30分～
毎月第4土曜 午前9時30分～

主な活動内容 いきいき百歳体操（徳島版）、囲碁
ボール、輪投げ

②通いの場・支え合いの町かみいた西分協議体 （西分老人集会所）

活動日 毎月第2月曜 午前10時～

主な活動内容 いきいき100歳体操（徳島版）、整体
処榮弥堂 堀江先生による15分整体

③神宅 生き生きクラブ（東老人集会所）

活動日 毎月第4火曜 午前10時～

主な活動内容 いきいき100歳体操（徳島版）、お食事会

④通いの場・支え合いの町かみいた高志協議体 （南老人集会所）

活動日 毎月第1月曜・第3木曜 午前9時30分～

主な活動内容 いきいき100歳体操（徳島版）、囲
碁ボール、カラオケ

⑤椎本「みんなで、からだ元気」 （椎ノ本多目的研修集会施設）

活動日 毎月第1水曜・第4水曜 午前10時～

主な活動内容 いきいき百歳体操（徳島版）

⑥ささえ合いの町かみいた熊ノ庄（熊ノ庄集会所）

活動日 毎月第3土曜 午前9時30分～

主な活動内容 いきいき100歳体操（徳島版）、茶
話会、レクリエーション

⑦六条いきいきクラブ（下六条多目的研修集会施設）

活動日 毎月第2日曜 午後1時30分～

主な活動内容 いきいき100歳体操（徳島版）、レ
クリエーション

⑧泉谷なかよしクラブ（泉谷多目的研修集会施設）

活動日 毎月第2土曜 午前9時～

主な活動内容 いきいき100歳体操（徳島版）、レ
クリエーション

⑨おおみなみ（健康推進課にお問い合わせください）

活動日 毎月第2火曜 午前10時～

主な活動内容 小物作り等趣味活動

⑩生活習慣病予防体操クラブ（西分老人集会所）

活動日 毎月第3月曜 午前10時～

主な活動内容 リズム体操

●お問い合わせ●

健康推進課 ☎ 088-694-6810

＼みんなで健康！フレイル予防♪／ いきいきウォーキング開催！



上板町は、「フレイル予防」について積極的に取り組んでいます！
「フレイル」とは、加齢に伴い筋力や心身の活力が低下した状態で「健康」と「要介護」の中間状態のことをいいます。フレイル予防には、栄養・運動・社会参加が効果的です。生い茂る若葉も緑濃く、生氣満ちあふれるなか、みんなでウォーキングを楽しみましょう！ウォーキング後は、技の館内の WAZA CAFE でイベント限定の軽食をご用意しています♪



また、徳島健康ポイントプロジェクト「テクとく」のアプリをダウンロードされている方に通常1日80ptのところ、200pt 贈呈します。

■日 時：令和7年5月24日（土）
受付：午前8時40分～
開始時間：午前9時（スタート）
終了時間：午前12時頃（予定）昼食後、自由解散
小雨決行

■定 員：50名【先着順】
■集合場所：技の館 正面玄関前駐車場（上板町泉谷字原東32-4）
■参加対象：どなたでも参加できます。【参加無料】
■申込方法：お電話にてお申し込みください。
【受付期間 5月7日（水）～5月22日（木）】
■申込先：上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810
■持ち物：飲み物・タオル・雨具など

前回イベントの様子

ウォーキングコース

- 初級コース【約3キロ】
技の館周辺
- 中級コース【約5キロ】
技の館（スタート）→上板 SA 上り（トイレ休憩）→薬草公園→技の館（ゴール）

●お問い合わせ● 健康推進課 ☎ 088-694-6810

早期発見が重要

「耳の聞こえづらさ」ほったらかしにせんといて！ 高齢者補聴器購入費 助成事業

お近くの
耳鼻咽喉科へ

上板町では聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、聴力低下による閉じこもりや認知機能の低下を防ぐとともに、高齢者の積極的な交流を支援するため補聴器本体の購入費用の一部を助成します。

対象者（以下の①～⑤をいずれも満たす方）

- ①上板町に住所を有し、現に居住する満65歳以上の方
- ②町税等の滞納がない方
- ③聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④両耳聴力が40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴であって、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事が指定した医師であって聴覚障害の診断書及び意見書を記載できる医師により補聴器の必要性を認める証明を受けることができる方（ただし、40デシベル未満でも医師が必要性を認める場合は対象）
- ⑤過去に本事業を利用したことがない方

注意事項

- ①医療機器として認定されている補聴器
- ②診察料、検査料等の受診費用、修理、保守、電池交換、文書料、付属品等の費用は対象外です。
- ③助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です。
- ④補聴器購入費用はいったん全額自己負担となります。

申請方法

「上板町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書」を健康推進課窓口で入手、または町ホームページよりダウンロードの上、健康推進課へご提出ください。
詳しくは健康推進課までお問い合わせください。

助成金額
上限3万円

補聴器本体の購入費用
※片耳・両耳を問わず
上限は、3万円です



●お問い合わせ● 健康推進課 ☎ 088-694-6810

災害は突然に

「自分の命を自分で守る」ために、最新の
防災情報を入手し、適切な避難行動をとる
ことが大事です。



地震や台風などの災害時に
県公式LINE、すだちくんメール
などで最新情報を発信中!!

「県公式LINE」や「すだちくんメール」など

徳島県の各種情報ツールに

今すぐ登録を!



県公式LINE

LINEで防災情報を 発信中!

「気象警報」や「避難指示」などの防災情報を
プッシュ型で配信します。

設定方法

- ①の防災情報をタップ。
- ②の受信設定（防災）で、受信したい地域（市町村）の防災情報を登録。



- 下記のQRコードから「友だち」追加をお願いします。

徳島県公式ラインアカウントQRコード
<https://page.line.me/803tuwov>



配信内容

※すだちくんメールによる送信内容に準拠。

- ・避難情報
高齢者等避難、避難指示
- ・気象情報
地震速報、津波速報、
顕著な大雨に関する情報
- ・気象警報
大雨注意報を含む
- ・土砂災害警戒情報
- ・高潮特別警戒水位情報
- ・河川水位警戒情報

災害時に
情報は
大事です!



「防災情報」以外にも「県政情報」や「イベントのお知らせ」などを随時配信。メールマガジン「とくめる」や広報誌「OUR徳島」もお届けします。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



徳島県災害時の安否確認サービス すだちくんメール

- 震度5強以上の地震発生時、自動的に安否確認メールを発信。
- 携帯電話・パソコン等から安否入力・確認が可能です。
- 気象警報、地震情報、津波情報を配信します。

¥0

- 無料で登録・利用できます。(通信料は別途必要)
- グループの登録者同士で安否情報を共有できます。



- インターネット接続可能な端末ならどれでも利用可能です。
- 日常的に利用できる機能が充実しています。
(タイムライン/メッセージ/一斉メール等)

登録方法

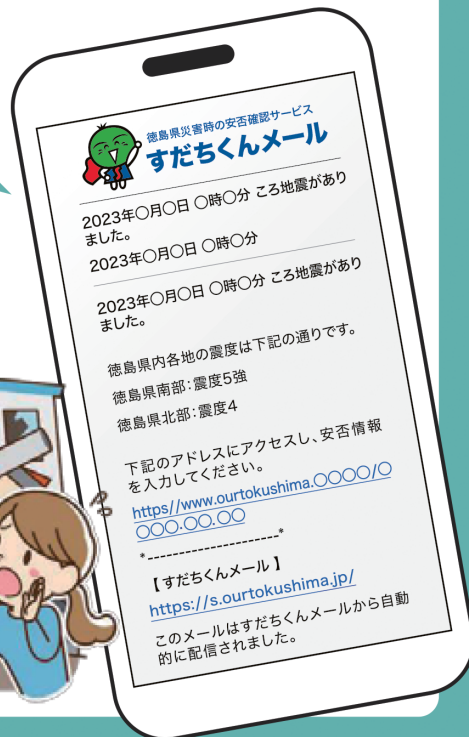
すだちくんメールの利用には登録が必要です。
下記のQRコードをスマホ等で読み込み「新規登録」から登録をお願いします。

「すだちくんメール」トップページ
<https://s.ourtokushima.jp>



安否確認メール

(配信イメージ画像)



徳島県防災・危機管理情報

安心とくしま

防災すだちくん

防災情報マップでは、お近くの避難所の情報や、災害時に開設している避難所、道路通行規制の情報が確認できます。

水防情報

気象情報や水防情報、ライフラインの状況など、関係機関が発信する防災情報にアクセスできるリンクも掲載しています。



徳島県防災・危機管理情報「安心とくしま」
<https://anshin.pref.tokushima.jp>



徳島県防災・危機管理情報「安心とくしま」は、災害時に、県民の皆さんの安全・安心に役立つ情報の発信や、関係機関の情報にもアクセスすることができる防災ポータルサイトです。

防災情報マップ



「安心とくしま」の防災情報は
X (旧 Twitter) から発信しています。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

お誕生おめでとう (令和7年3月)

岡本 拓也 美沙希

伊葉 男の子(西分)

高橋 直城 瑞穂

望桜 女の子(稚本)

●お問い合わせ● 住民人権課 ☎088-694-6809

5月のこども食堂開催のお知らせ

5月11日(日)10時～14時に上板なかよしこども食堂を開催します。

今回の開催場所は、上板町文化センターです。(住所：上板町神宅青木10-1)こども食堂は、地域のこどもから高齢者まで、だれもが仲良く楽しく集い、安心して暮らせる町づくりを目的として活動しています。

食事の他に色々な遊びやゲームも用意しています。

こどもから大人までどなたでも参加できます。どうぞお越しください。

参加をご希望の方は、下記の技の館まで電話で事前申込をお願い致します。

子ども食堂申込電話 ☎088-637-6555

こども：無料／大人：300円



「藍マルシェ」開催します！！

令和7年6月1日(日) 10時～15時 ※小雨決行

「藍マルシェ」を開催します。

技の館開催(板野郡上板町泉谷字原東32番地4)

藍をもっと身近に感じてもらえる藍マルシェを開催します！
藍以外にもハンドメイド作家さんのこだわりの可愛い&おしゃれな作品がたくさん出店予定です。

ワークショップも多数開催します。全て、お子さまと一緒に楽しんでもらえるワークショップになっています。

キッチンカーもたくさんやってきます！今回も、物販&飲食で合わせて約60店舗が出店します。

欲しいモノがきっと見つかるはず！

藍マルシェ恒例のお菓子投げも開催！

11時30分～(参加無料)

お菓子を入れる袋は、ご持参ください。

家族みんなで楽しめる
マルシェになっているので、
是非遊びにきてね！



お問い合わせ 技の館 / (一社) ジャパンブルー上板
〒771-1310 徳島県板野郡上板町泉谷字原東32番地4
TEL: 088-637-6555/FAX: 088-637-6554



詳細は、技の館
HPをご確認ください。



出店店舗は、藍マルシェのインスタでUPしていきます。
詳しいお店情報は、インスタをチェックしてください！

地域子育て支援センターからのお知らせ

心地よい風の吹く季節は、園庭遊びを楽しむのに最適ですね。今月は、いろいろな遊びをとおして、みんなと一緒に遊ぶ楽しさが味わえるようにしていきたいと思います。ぜひ遊びに来てくださいね。

子育てひろば

- * 毎週月曜日 10時～11時30分(祝日は除く)
- * 対象年齢 生後4か月頃～満1歳くらい

さくらっこひろば

- * 毎週木曜日と第2・第4火曜日
9時30分～11時30分(祝日は除く)
- * 対象年齢 満1歳以上～幼稚園入園まで

支援センター室・園庭開放

- * 利用日時 月曜日～金曜日(祝日は除く)
8時30分～17時

育児相談も行っています。
お気軽にご相談くださいね。



5月の行事予定

子育てひろば

- 12日・19日・26日
- * 26日は、身体測定・誕生会
栄養士による、栄養相談・育児相談

さくらっこひろば

- 1日(木) 戸外遊び
- 8日(木) 戸外遊び
- 15日(木) おでかけさくらっこ
(文化センター)
- 22日(木) 製作
- 27日(火) 自由遊び
- 29日(木) 誕生会

●お問い合わせ● 上板町地域子育て支援センター(さくら保育所内) ☎088-694-8180